平成２６年（フ）第５４号
大分県宇佐市大字上高31番地の10　やまぶきの里、開始決定時の住所大分県宇佐市大字南宇佐2531番地の６
破産者　三宅　英子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
北海道苫小牧市明徳町４丁目８番３―103号
破産者　米澤　雅美
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２８２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目10番18号
破産者　角田　　功
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
兵庫県姫路市網干区興浜1145番地１、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区中島767番地１
破産者　松井　志保
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７９号
広島市東区上温品２丁目22番13号
破産者　梶本　尚史
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６１号
福岡市南区柳河内１丁目９番17号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区柳河内１丁目８番55号
破産者　河口　義則
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３３号
北海道利尻郡利尻町沓形字日出町63番地６
破産者　塩崎　由雄
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５１５号
横浜市鶴見区生麦４丁目６番15―901号
破産者　坂爪　秀明
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６８号
神奈川県厚木市愛甲西３丁目24番11号
破産者　曾根美代子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２４４号
神奈川県足柄上郡大井町金子2763番地１　サンビレッジⅡ104
破産者　笹原　三穂（旧姓田中）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６２号
三重県桑名市馬道１丁目９番地、開始決定時の住民票上の住所金沢市額谷１丁目36番地
破産者　室橋歯科医院こと　室橋　快男
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７号
愛知県一宮市大和町妙興寺字坊ケ池16番地１　レジデンスえぎな201号、開始決定時の住所愛知県稲沢市高御堂５丁目160番地３　緑マンションＢ―406
破産者　沖　　秀代
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３１号
愛知県刈谷市野田町新上納９番地２　フラターナルヒルズ102号
破産者　池田　　一
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
愛知県西尾市戸ケ崎町豊美93番地１　メゾンソレイユ203号室、前住所愛知県知多郡武豊町字桜ケ丘１丁目１番地１　キャッスルハイツ武豊桜ケ丘Ⅲ401号
破産者　郡司　明弘
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
愛知県高浜市沢渡町１丁目５番地32　ナディア高浜108、前住所愛知県高浜市芳川町４丁目２番地122
破産者　杉浦　貴志
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市隼人町見次935　レオパレス105号、住民票上の住所福岡県宮若市竹原８番地
破産者　大山　佳孝
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係